

「第2期子ども・子育て未来プラン」の令和3年度実績評価について

1 評価方法

評価にあたっては、担当課が個々の事業の自己評価を行った後、その結果を基に、「子ども・子育て支援施策推進委員会」で、基本施策ごとの実施状況についての評価を行いました。

【評価ランク】

- A：計画どおり、順調に進んでいる。
- B：概ね順調だが、不十分な点もある。
- C：推進できている部分もあるが、不十分な点が多い。
- D：推進の方法も含め、改善が必要である。

2 評価結果

基本方針1 子どもを地域で支える意識づくり

基本施策（1） 教育・保育サービスの充実	評価 B
-------------------------	---------

施策の方向性・目標

- ・広く子どもと子育て家庭を支える観点から、教育・保育の提供を行う。
- ・乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努める。
- ・延長・休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの充実を図る。

【評価の理由】

- ・延長保育・休日保育では、実施施設を確保し、保育ニーズに対応することができた。
- ・障害児保育では、支援が必要な児童に対し発達状況に応じた保育士の加配を行った。
- ・ニーズの高い3号定員を増加し、待機児童を解消した。
- ・病児・病後児保育は、コロナの影響により1施設が一時休止した。また、体調不良児対応型については、施設側と調整がつかず実施できなかった。

基本施策（２） 地域における子育て支援サービスの充実	評価
	B

施策の方向性・目標

- 全ての子育て家庭に対する支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実に努める。

【評価の理由】

- 子育てサロンでは、コロナ禍においても感染対策を工夫しながら子育て家庭への遊びの提供、保護者の悩みや相談へのアドバイスを行うとともに、子育て情報の発信など適切な支援を行うことができた。
- 子育て短期支援事業は、早朝夜間や宿泊、緊急時の利用が可能のため、保護者の育児不安や負担感の軽減を図ることができた。
- 一時預かり事業は、コロナ禍においても感染対策を講じながら事業を継続しニーズに対応した。
- ファミリーサポートセンターでは、コロナ禍においても休止することなくサポート活動を継続し、会員にニーズに応えることができた。

基本施策（３） 子育て支援のネットワークづくり	評価
	B

施策の方向性・目標

- 子育て世帯に分かりやすい情報発信の方法を検討し、地域の子育て支援のネットワークが広がるよう支援していく。

【評価の理由】

- 子育て中の親子が利用できる施設を紹介する「子育てサロンマップ」や「親子のお出かけマップ」を訪問事業や庁舎窓口等で配布し、子育て家庭への周知や利用の促進を図ることで、子育てに関する不安解消につなげることができた。今後も、さらに多くの子育て家庭への効果的な周知を図っていく必要がある。

基本施策（４） 子どもの健全育成	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部の取組を強化し、総合的かつ包括的な放課後児童対策の推進を図る。
- ・放課後の子どもの安全・安心な居場所と健全な遊びの場を提供する。

【評価の理由】

- ・地域学校協働本部は、高林中学校区と篤根中学校区に新設し、全ての中学校区で地域学校協働本部の立ち上げが完了した。また、本部にて地域と学校の代表者等が未来を担う子どもの育成等について意見交換を行った。
- ・従来までの施設整備等により、児童クラブの待機児童を解消できた。

基本施策（５） 地域における人材育成	評価
	C

施策の方向性・目標

- ・保育士確保事業を実施するとともに、県やハローワークと連携し、潜在保育士などの就職を支援する。
- ・関係職員の資質や専門性を向上させ、教育・保育を支える基盤の強化を図る。

【評価の理由】

- ・潜在保育士の職場復帰に向けた座学研修、就職相談を実施し、再就職に向けた支援を行った。
- ・コロナの影響により、質の向上等に関する各種研修が実施できなかった。
- ・大学に出向いての説明会は実施できなかったが、PRパンフレットの配布や今後の人材確保を検討するためのアンケート調査を実施した。

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本施策（1） 子どもの虐待防止と救済	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・子ども・子育て総合センターを早期に「子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、相談体制などの充実強化を図る。
- ・保健センターや医療機関、保育施設などと連携しながら予防や早期発見、早期対応に努める。
- ・要保護児童対策地域協議会において、児童の情報共有や支援内容の検討・協議を行い、関係機関で連携しながらきめ細かな支援を行う。
- ・身近なところで見守り支援するためのネットワーク構築に努める。

【評価の理由】

- ・子ども・子育て総合センターを「子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、スーパーバイザーの助言や指導により相談体制を強化し、きめ細かな支援を行うことができた。
- ・関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応を行うことで虐待の未然防止につながることができた。

基本施策（2） ひとり親家庭等の自立支援の推進	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・ひとり親に対する相談体制の充実を図るとともに、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援等について関係機関と連携して取り組む。

【評価の理由】

- ・技能や資格取得の支援、各種手当や医療費助成、住居確保給付金等により生活の安定を図ることができた。
- ・ひとり親家庭等のためのサポートガイドブックを改訂し、制度の周知強化をおこなった。

基本施策（3） 支援児施策の充実	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・関係機関が連携し早期発見に努め、家族も含めた支援に取り組む。
- ・発達支援システムを活用し、適切な支援を切れ目なく行い、子どもの社会参加や自立を目指す。
- ・専門家や福祉関係者等で構成する発達支援体制協議会や地域自立支援協議会などを通じて、支援体制の充実強化を図る。
- ・身近な地域で相談や支援が受けられるよう、療育・支援体制の充実強化を図る。

【評価の理由】

- ・発達支援システム登録や進学・就職の際に関係機関と会議を行い情報共有することで、適切な支援方法を検討することができた。
- ・居宅介護や短期入所など療育の機会を確保し、障害のある子どもや家族の負担軽減を図ることができた。
- ・障害児通所支援では、療養を受ける機会を多くの方に提供できており、日常生活や集団生活の適応につなげることができた。

基本施策（4） 子どもの居場所づくり	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・ネグレクトなどの状況にある要支援児童の居場所をつくり、孤立感を深めないよう支援を行う。
- ・不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促すための支援を行う。

【評価の理由】

- ・要支援児童放課後応援事業を市内2か所で実施。ネグレクトなどの状況にある児童生徒に食事や学習のできる居場所を提供することで、健全な育成と自立につなげることができた。
- ・不登校及び不登校傾向にある児童生徒や保護者へのカウンセリングを充実させ、安全安心な居場所づくりに向けた支援を行った。

基本方針3 母子保健事業の充実

基本施策（1） 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実	評価
	A

施策の方向性・目標

- 子育て世代包括支援センターの役割を強化し、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目のない支援体制の充実を図る。
- 母親学級や各種健診など様々な機会を捉えて、専門職による健康教育・相談等を実施する。

【評価の理由】

- 保健センター2か所を子育て世代包括支援センターとして位置付け、総合的な相談支援を実施した。
- コロナ禍での妊娠、出産、育児で孤立しないよう、関係機関と連携した支援を実施できた。
- 乳幼児健康診査は、新型コロナウイルス感染予防対策を講じて定期的実施することができ、高い受診率も維持できた。

基本施策（2） 学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実	評価
	A

施策の方向性・目標

- 思春期における身体発達や性機能の発達に関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動がとれるよう思春期保健教育を推進する。

【評価の理由】

- 専門職による思春期教育を市内の中学校10校全校で実施。新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、各校で工夫をして実施できた。

基本施策（3） 食育の推進	評価
	B

施策の方向性・目標

- 食習慣の基礎が確立する乳幼児期から、食生活の大切さの理解促進に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付けられるよう発達の段階に応じた学習や情報提供を行うことにより、健康のための基礎づくりとしての食育を推進する。

【評価の理由】

- 健診等での食に関する情報提供は、コロナの影響により食生活改善推進員からの情報提供はできなかったが、管理栄養士による個別支援を行った。
- 学校給食では、コロナの影響により地場産食材の確保に苦慮したが、目標値に近づけることができた。
- コロナの影響により、学校農園での体験作業の規模を縮小したり、調理体験を実施しない学校が多かった。また、農園を新規開設する学校もなかった。

基本施策（4） 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	評価
	B

施策の方向性・目標

- 孤立する親に手を差し伸べられるよう、地域における様々な活動をネットワーク化し、子どもを見守り育てていける地域づくりを推進する。

【評価の理由】

- コロナの影響により活動に制限がある中でも、民生委員・児童委員による短時間訪問や電話等による見守り活動を実施した。
- 子育てサロンでは、コロナ禍においても感染対策を工夫しながら子育て家庭への遊びの提供、保護者の悩みや相談へのアドバイスを行うとともに、子育て情報の発信など適切な支援を行うことができた。
- 地域学校協働本部は、高林中学校区と箒根中学校区に新設し、全ての中学校区で地域学校協働本部の立ち上げが完了した。また、本部にて地域と学校の代表者等が未来を担う子どもの育成等について意見交換を行った。

基本施策（５） 小児医療等の充実	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・小児医療の充実・確保に取り組み、特に小児救急医療について、県や近隣市町等との連携のもと基盤整備に取り組む。
- ・県の周産期医療システムのもと、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努める。
- ・18歳までの子どもの保険診療分の自己負担分を助成する。
- ・適正かつ効率的な予防接種を実施するとともに、任意予防接種については、市単独の接種費用助成事業を行う。

【評価の理由】

- ・妊産婦健診やこども医療費助成により、経済的負担を軽減するとともに早期受診による疾病の早期発見、治療を促進することができた。
- ・医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付や訪問等の支援ができた。
- ・任意予防接種であるおたふくかぜの予防接種について、費用の一部を助成した。

基本施策（６） 不妊治療対策	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・不妊治療費助成制度の周知と不妊治療費助成を継続して行います。

【評価の理由】

- ・保険診療適用外となる費用の一部を助成することで、経済的負担を軽減することができた。

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

基本施策（1） 仕事と子育ての両立支援の推進	評価
	C

施策の方向性・目標

- 男女がともに子育てと仕事の両立ができるよう、子育てしやすい職場環境について、国、県等と連動し事業主等への要請を図ります。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、地域における子育て環境を整備するとともに、子育て支援関係団体のネットワーク化や協働の仕組みづくり、地域における意識の高揚などを行う。
- 父親の育児参加の促進や、育児休業等の取得を促す広報活動を行う。

【評価の理由】

- 男女共同参画情報「みいな」を年6回発行。また、WEB版「みいな」も発行し、より多くの方に情報発信を行うことができた。
- コロナの影響により、男女共同参画フォーラムやセミナー等が実施できなかった。
- 仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスについて、国・県や関係機関の発行したパンフレットやポスターを活用し啓発しているものの、効果の把握ができていない。
- コロナ感染予防対策のため、教育講演会は動画配信により実施した。また、母親学級はすべて中止となった。

基本方針5 教育環境の整備

基本施策（1） 次代の親の育成	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・様々な体験を通じて子どもが成長できる体制を整え、知識と経験の獲得を推進する。

【評価の理由】

- ・中学校海外交流事業では、コロナの影響によりリンツ市の生徒の本市への受入れ及び本市生徒のオーストリアへの派遣ができなかったため、リンツ市生徒とオンライン交流を行った。
- ・コロナの影響により、中高生の乳幼児ふれあい体験や社会体験活動（マイ・チャレンジ）が実施できなかった。
- ・子ども会育成会連絡協議会の事業である子どもフェスタは開催できなかったが、活動状況をなしお博にて展示し、周知を図った。

基本施策（2） 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や、外部人材の協力による学校活性化等の取り組みを推進する。
- ・いじめ、非行等の問題行動、不登校などに対応するため、専門的な相談体制の強化や学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図る。
- ・優れた指導者の育成・確保や指導方法の改善等により、体育の授業を充実させる。
- ・適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進する。

【評価の理由】

- ・新学習指導要領の趣旨に基づき、身に付けさせたい資質・能力を明確にして単元の計画作成及び授業を行うことで、授業の改善を図った。
- ・全小中義務教育学校にALTを配置し、発達の段階に応じた英語教育を推進した。
- ・社会体験活動（マイチャレンジ）は、コロナ禍における事業の在り方や方法等を検討する必要がある。

基本施策（３） 家庭や地域の教育力の向上	評価
	B

施策の方向性・目標

- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもの健全な育成に欠かせないため、より多くの親に家庭教育に関する学習の機会を提供し、資質・教育力の向上を図る。
- 親同士の交流や地域住民とのコミュニケーションの構築など、様々な人たちが子どもと子育て家庭に関わり、支え、見守っていけるよう、家庭教育を推進する環境づくりを進める。

【評価の理由】

- コロナの影響により中止となった事業もあるが、家庭教育通信の発行や親学習の資料を配布するなど、情報発信による家庭教育支援を実施した。
- 地域学校協働本部は、高林中学校区と箒根中学校区に新設し、全ての中学校区で地域学校協働本部の立ち上げが完了した。また、本部にて地域と学校の代表者等が未来を担う子どもの育成等について意見交換を行った。
- 子育てサロンでは、コロナ禍においても感染対策を工夫しながら子育て家庭への遊びの提供、保護者の悩みや相談へのアドバイスを行うとともに、子育て情報の発信など適切な支援を行うことができた。

基本施策（４） 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	評価
	B

施策の方向性・目標

- 街中には子どもへの悪影響が懸念される有害情報があるため、関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進する。
- SNS等でのいじめや、インターネットの有害なコンテンツに対する対策について、児童生徒や保護者向けに講演会等を行う。

【評価の理由】

- 各学校で情報モラル教育を実施するとともに教職員向けの研修動画も作成した。
- コロナ禍においても、関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して巡回指導活動を実施した。

基本施策（５） いじめ・体罰防止と救済	評価
	A

施策の方向性・目標

※いじめの防止・早期発見

- 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動等の充実を図る。
- 学校、家庭、地域及び関係機関と連携して実態把握に努め、必要な啓発活動を行う。
- 通報及び相談体制を整備するとともに、いじめが発生した場合は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣する。

※いじめへの対応

- いじめの報告があった場合は、速やかに事実の把握を行い、関係する児童生徒へのケア及び指導を行うとともに、他の児童生徒へも必要な措置を講じる。
- ケースによっては、警察と連携した対応が取れるよう体制を構築する。

※学校評価、学校運営改善の実施

- 学校の体制評価のため、学校評価等を活用する。
- 教職員が取り組みやすくなるよう、学校運営の改善を支援する。
- 保護者や地域住民が参画する学校評議員制度等の活用により、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

※体罰の防止

- 虐待防止の啓発及び相談体制を整備し、虐待防止施策を推進する。
- 教育・保育現場で研修等を実施し、体罰防止施策を推進する。

【評価の理由】

- 市内全校にスクールカウンセラーを派遣し、相談体制の充実を図った。
- 学校評議員会は、概ね計画どおりに開催し評議員の意見を学校経営に反映することができた。
- 虐待に関しては、関係機関との連絡調整や情報交換を適切に行うことで、早期発見・早期対応につなげることができた。

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

基本施策（１） 安心して外出できる環境の整備	評価
	B

施策の方向性・目標

- 道路や公共施設のバリアフリー化等により、妊産婦や子ども・子育て家庭に配慮された環境を整え、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

【評価の理由】

- 学校や地域からの要望に基づき策定された「通学路安全プログラム」に基づき、児童など歩行者の安全対策を図ることができた。
- 都市公園の遊具の修繕等は、実施箇所を集約し事業費を有効に活用した。
- 屋外イベントで使用する「移動式赤ちゃんの駅」は、コロナの影響によりイベントが中止となったが貸出体制は整えていた。

基本施策（２） 子どもの安全の確保	評価
	B

施策の方向性・目標

- 防犯教室や交通安全教室の実施及び自主防犯組織との連携などにより、地域全体で子どもを見守っていく環境を構築する。

【評価の理由】

- 新1年生全員に、防犯ブザーを配布した。
- こどもを守る家は、新規の設置件数が十分ではなかった。
- 防犯カメラや防犯灯の設置は、コロナの影響により自治会内での協議が進まず、目標値に到達しなかった。
- 交通安全教室は、概ね予定通り実施できた。
- 保育園等では、各施設でお散歩ルートの見直しや危険箇所の点検を行った。

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

基本施策（1） 子どもへの教育支援や学校生活の経済的支援	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・スクールソーシャルワーカーが中核となり地域社会との多様な連携を生み出し、学校を地域に開かれたプラットフォームとする。
- ・高校中退となる前での支援の充実及び中退後の継続的なサポートを実施する。
- ・子どもの選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度を実施する。
- ・就学援助や給付型奨学資金等が必要な世帯に活用されるよう周知を図る。

【評価の理由】

- ・スクールソーシャルワーカーによる困窮家庭支援や不登校児童生徒への登校や進学支援等を実施した。
- ・コロナの影響により参加希望者は少なかったが、生活保護及準要保護世帯の児童・生徒を対象に学習支援を実施した。
- ・奨学資金の給付や貸与により、就学の機会を確保した。

基本施策（2） 生活の安定のための支援	評価
	B

施策の方向性・目標

- ・親の妊娠・出産期から悩みを抱える家庭の早期把握に努め支援を行う。
- ・子どもが安心して過ごせる居場所を安定的に運営できるよう支援を行う。

【評価の理由】

- ・コロナ禍での妊娠、出産、育児で孤立しないよう、関係機関と連携した支援を実施できた。
- ・児童手当、児童扶養手当の支給及び各種医療費の助成により、保護者の経済的負担を軽減できた。
- ・育児放棄（ネグレクト）の児童に対し、食事や学習のできる居場所を提供し大人とのふれあいや交流を行うことで生活習慣の改善や自立を促すことができた。

基本施策（3） 保護者の自立に向けた支援	評価
	C

施策の方向性・目標

- ・家計の安定のための支援と併せて、適切な労働環境を確保できるよう支援する。
- ・ひとり親家庭に対し、個々の事情を考慮した就労支援を行う。
- ・ひとり親家庭の養育費の安定的な確保のための情報提供・相談支援を行う。

【評価の理由】

- ・増加する相談に対応するため、ひとり親家庭に対する相談体制を充実させる必要がある。
- ・母子父子自立支援プログラムによる就労支援、自立支援は、昨年度と同程度の支援は行えたが目標人数には達しなかった。

基本施策（4） 支援が必要な家庭を支える体制づくり	評価
	A

施策の方向性・目標

- ・出生前から社会的自立が確立されるまでの、継続的な支援体制を構築する。
- ・子どものライフステージに応じた、切れ目のない支援を講じるために必要な情報共有、連携促進を図る

【評価の理由】

- ・子ども・子育て夢基金を活用し、地域での子育て支援活動に助成金を交付することで、子ども食堂や居場所等の新設開設を促進することができた。
- ・スクールソーシャルワーカーによる困窮家庭支援や不登校児童生徒への登校や進学支援等を実施した。

基本方針8 子どもの権利の保障

基本施策（1） 子どもの権利侵害からの救済	評価
	A

施策の方向性・目標

- 子どもの権利の侵害が起きた場合は、速やかに各機関で相談や支援ができる体制を構築し、権利救済の申し出があった場合は、権利救済委員会を開催し、子どもの最善の利益を確保する。

【評価の理由】

- 虐待に関しては、関係機関との連絡調整や情報交換を適切に行うことで、早期発見・早期対応につなげることができた。
- 学校教育課内に相談窓口を設置し、周知を図った。
- スクールソーシャルワーカーによる困窮家庭支援や不登校児童生徒への登校や進学支援等を実施した。

基本施策（2） 子どもの権利に関する啓発活動	評価
	C

施策の方向性・目標

- 子どもの権利についての更なる理解を深めてもらえるよう、様々な機会を利用して子どもの権利条例の周知を図る。

【評価の理由】

- 各学校において、学級活動や道徳の時間に子どもの権利に関する学習を実施した。
- リーフレット等は作成しているが、子どもや大人が理解を深めるまでには至っていない。